

和歌山大学名誉学位称号授与規程

制 定 平成22年 7月23日
 法人和歌山大学規程 第1143号
 最終改正 令和 6年 7月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学(以下「本学」という。)における名誉学位の称号(以下「名誉学位」という。)の授与に関し、必要な事項を定める。

(授与の要件)

第2条 名誉学位は、本学の課程に入学したことのある者のうち、次の各号のいずれかに該当する者に追贈する。

- (1) 本学の教育研究の進展に寄与した功績が特に顕著であると認められる者
- (2) 学術文化の発展に寄与した功績が極めて顕著であり、本学において顕彰することが適当と認められる者
- (3) 在籍した課程の修了に相当する学修成果があると認められる者

(学位の種類)

第3条 名誉学位の学位の種類は、前条に規定する課程に対応した学位の種類とする。

(授与の方法及び決定)

第4条 学長は、第2条に該当すると認められる者がある場合に、教育研究評議会の議を経て、名誉学位の授与を決定する。

(名誉学位審査委員会)

第5条 学長は、前条に規定する教育研究評議会の議に先立ち、名誉学位審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、審査を行うものとする。

2 審査委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 学部長
- (4) 学環長

3 審査委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

4 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。

5 審査委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(審査の手続き)

第6条 前条に規定する審査は、和歌山大学名誉学位授与候補者調書(別紙第1号様式)及び和歌山大学名誉学位授与候補者推薦理由書(別紙第2号様式)により行うものとし、審査委員会は審査の結果を教育研究評議会に報告する。

(名誉学位記の交付)

第7条 名誉学位を授与するときは、名誉学位記(別紙第3号様式)を交付する。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務課において処理する。

名誉学位称号授与規程

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1275号）

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2736号）

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月19日一部改正：法人和歌山大学規程第2771号）

1. この改正規程は、令和6年7月19日から施行する。
2. この改正規程の施行日前に授与した名誉学位については、なお従前の例による。

別紙第1号様式(第6条関係)

和歌山大学名誉学位授与候補者調書

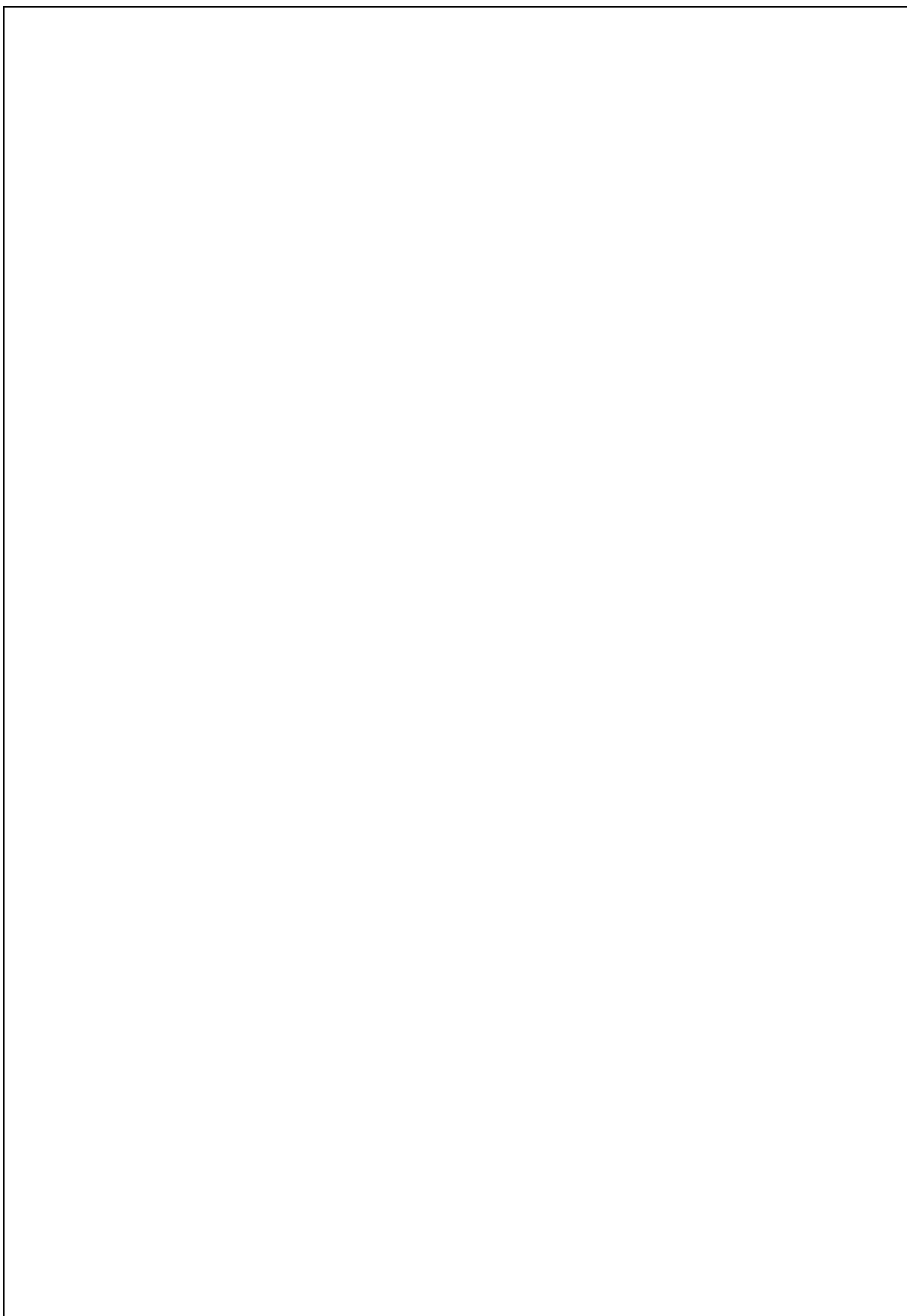
氏 名	
授与する 学位の種類	
職 業	
学 歴	
職 歴	
業績の概要	
審査の結果 ほか特記事項	

備考 審査の結果ほか特記事項の欄は、審査委員会が記入する。

名誉学位称号授与規程

別紙第 2 号様式(第 6 条関係)

和歌山大学名誉学位授与候補者推薦理由書



別紙第3号様式(第7条関係)

		名博 第 号	
名誉学位記			
		(氏 名)	
		年 月 日生	
<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">大学印</div>			
<p>(第2条第1号)</p> <p>あなたは本学における教育研究の進展に寄与した功績が顕著でありましたので和歌山大学名誉学位の称号を授与します</p>			
<p>(第2条第2号)</p> <p>あなたは学術文化の発展に寄与した功績が顕著でありましたので、和歌山大学名誉学位の称号を授与します</p>			
<p>(第2条第3号)</p> <p>あなたに和歌山大学名誉学位の称号を授与します。</p>			
<p>学 位 (学位の種類を記入する。)</p>			
		年 月 日	
和歌山大学長		学長名	
		<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">学長印</div>	

備考 第2条第1号、第2号又は第3号の授与の要件により文面を選択する。